

大法廷首席書記官等に関する規則

昭和 29 年 6 月 1 日最高裁判所規則第 9 号

改正 昭和 30 年 3 月 1 日最高裁判所規則第 1 号
昭和 34 年 10 月 1 日最高裁判所規則第 13 号
昭和 38 年 4 月 22 日最高裁判所規則第 5 号
昭和 40 年 1 月 29 日最高裁判所規則第 2 号
昭和 40 年 3 月 31 日最高裁判所規則第 5 号
昭和 42 年 6 月 10 日最高裁判所規則第 6 号
昭和 43 年 4 月 20 日最高裁判所規則第 1 号
昭和 44 年 9 月 1 日最高裁判所規則第 7 号
昭和 45 年 5 月 25 日最高裁判所規則第 4 号
昭和 53 年 2 月 3 日最高裁判所規則第 1 号
昭和 56 年 3 月 30 日最高裁判所規則第 3 号
平成 6 年 6 月 30 日最高裁判所規則第 3 号
平成 9 年 11 月 26 日最高裁判所規則第 6 号
平成 10 年 7 月 27 日最高裁判所規則第 3 号
平成 12 年 7 月 19 日最高裁判所規則第 10 号
平成 16 年 3 月 31 日最高裁判所規則第 7 号
平成 17 年 2 月 14 日最高裁判所規則第 7 号
平成 17 年 7 月 27 日最高裁判所規則第 11 号
平成 19 年 3 月 29 日最高裁判所規則第 3 号
平成 20 年 5 月 30 日最高裁判所規則第 7 号
平成 22 年 3 月 17 日最高裁判所規則第 2 号
平成 23 年 7 月 29 日最高裁判所規則第 2 号
令和 2 年 8 月 3 日最高裁判所規則第 8 号
令和 6 年 3 月 1 日最高裁判所規則第 5 号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

大法廷首席書記官等に関する規則

(昭五六最裁規三・改称)

首席書記官等に関する規則(昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号)の全部を改正する。

(大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官)

第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

(昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正)

(訟廷首席書記官)

第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

(昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二繰下・一部改正)

(首席書記官)

第三条 高等裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の地方裁判所及びその他の家庭裁判所に首席書記官をそれぞれ置く。

- 2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。
- 3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 4 高等裁判所並びに第一項の規定による指定を受けた地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の地方裁判所の首席書記官は、当該地方裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

(昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・令六最裁規五・一部改正)

(知的財産高等裁判所首席書記官)

第三条の二 知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。

- 2 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 3 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

(平一七最裁規七・追加)

(次席書記官)

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に最高裁判所の定める員数の次席書記官を置く。

- 2 次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 3 次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（家庭裁判所及び簡易裁判所の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の首席書記官を助ける。

(昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条の二繰下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・令六最裁規五・一部改正)

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所及び家庭裁判所に総括主任書記官を置く。

- 2 総括主任書記官は、当該裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第十条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準

に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

- 3 総括主任書記官は、次に掲げる職員の一般執務について指導監督する。
 - 一 当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官
 - 二 当該裁判所の指定する部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官
- (平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・令二最裁規八・令六最裁規五・一部改正)

(主任書記官)

第五条 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

- 2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
 - 3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。
 - 4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
 - 5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。
- (昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一〇最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平一七最裁規一一・平二二最裁規二・一部改正)

(主任速記官)

第五条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

- 2 主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
 - 3 主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。
- (昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正)

(訟廷管理官)

第六条 高等裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の地方裁判所及びその他の家庭裁判所に訟廷管理官をそれぞれ置く。

- 2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。
- 3 訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第四条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正)

(裁判員調整官)

第六条の二 地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

2 裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 裁判員調整官は、首席書記官（民事の首席書記官を除く。）の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

(平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・令六最裁規五・一部改正)

(裁判部企画官)

第六条の三 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所に最高裁判所の定める員数の裁判部企画官を置く。

2 裁判部企画官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の裁判部企画官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の裁判部企画官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 裁判部企画官は、当該裁判所の首席書記官の命を受けて、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（家庭裁判所の裁判部企画官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務の企画及び立案に参画する。

(令六最裁規五・追加)

(速記管理官)

第七条 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

2 速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に関し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

(昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正)

(他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係)

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官、裁判部企画官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

(昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一〇最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・令六最裁規五・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三条の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年六月一〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄
（施行期日）

1 この規則は、昭和五十三年二月十五日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄
（施行期日）

1 この規則は、昭和五十六年四月六日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成九年一月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、平成九年十二月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、平成十二年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

附則（令和二年八月三日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。